

津市子ども・子育て支援事業計画（案） の修正について

平成 27 年 1 月 20 日
津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



津市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正について（抜粋）

次世代育成支援行動計画後期計画の評価について

第10回津市子ども・子育て会議のご意見を踏まえて、次世代育成支援行動計画後期計画について、評価機関や評価方法の記載を加えました。

頁	位置	変更内容
36	5.次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題 (1)のタイトル	(前)(1)後期計画の視点と評価 →(後)(1)次世代育成支援行動計画後期計画の視点 評価の項目を分け、(2)に記載
36	5.次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題 (2)の項目を追加	(新)(2)次世代育成支援行動計画後期計画の評価

第4章の推進施策等について

第10回津市子ども・子育て会議のご意見やパブリックコメントの募集でいただいたご意見を踏まえて、推進施策と主な事業名との関連付けをしました。

また、平成27年度以降の新規事業と、新制度の下で行われる事業（教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業）に該当する事業が判別できるようにしました。

頁	位置	変更内容
50 ～ 63	《主な事業等》	関連する推進施策の番号を事業名の後に【付番】。 新規事業は★、新制度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する事業は☆

保育利用率について

保育利用率の目標値の設定について記載を加えました。

頁	位置	変更内容
68、 69	(追加)	(1)保育利用率の目標値設定について

量の見込み、確保の方策の修正について

推計児童数を再計算したことに伴い、教育・保育、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについて修正を加えました。

事業内容見直しに伴って、地域子育て支援拠点事業の確保の方策について修正しました。

頁	位置	変更内容
70 ～ 115	量の見込み	推計児童数を改めたことによる量の見込みの修正 (教育・保育、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業) 事業内容の見直しによる確保の方策の修正 (地域子育て支援拠点事業)

保育士配置について

パブリックコメントの募集でいただいたご意見を踏まえて、1歳児の保育士配置について、新制度施行後においても、現在の津市の基準をならう旨の追記をしました。

頁	位置	変更内容
71	3号認定子どもに対する重点的な確保方策 (4行目0歳児の重点確保への取組に関する記載の後ろ)	(追加) また、1歳児に対する保育の提供体制については、新制度開始前より導入している子ども5人に対して保育士1人となる配置を基本とする。

幼児期の教育・保育の提供体制のあり方における公立・私立の役割分担について

パブリックコメントの募集でいただいたご意見を踏まえて、今後も、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、取り組んでいく旨の表現に修正しました。

頁	位置	変更内容
117	(2)公立・私立の役割分担	(1行目に追加) これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における幼児教育・保育を担っており、今後も、社会の要請に応じた質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、取り組んでいく必要があります。そのため、
117	(2)公立・私立の役割分担	(前)それぞれの建学精神や保育理念の下に運営を行う私立教育・保育施設に <u>ついては</u> 、 →(後)それぞれの建学精神や保育理念の下に運営を行う私立教育・保育施設に <u>関わっては</u> 、
117	(2)公立・私立の役割分担	(前) <u>一方</u> 、公立教育・保育施設においては、民間施設の補完的役割を果たすとともに、民間施設による供給量が不足する地域については、引き続き公立施設としての役割を果たします。また、 →(後) <u>また</u> 、公立教育・保育施設においては、地域における特性を生かしながら、教育・保育の供給量や質の確保に留意した施策を推進します。特に、